

事後調査の必要性のあり方について（その２）

【第１回審議会での質問・意見の概要】

各委員からの質問・意見の概要			市 の 見 解 等
言葉（「又は」）の解釈	吉田委員	・③（工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合）に「又は」とあるが、どちらかやればいいという意味合いにとらえられてしまうのでは。	・「又は」には工事中、供用後のどちらの意味合いが入っており、どちらかを選ぶという意味ではありません。 【遠井委員より】 ・「又は」は「どちらか一方でなければならない」ではなく、工事中、供用後の「どちら」も含みうるので、問題はない。
環境への重大性と事後調査実施の関係	遠井委員	・「環境への重大性に応じて」とあるので事後調査の実施も比例的に考えられることから、重大な影響のときのみ事後調査すると明記した方がよい。	・下線部分（環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるとき）の意味合いは、「環境への影響が著しい場合に」の意味と同じと考えますが、事後調査のあり方の趣旨（資料の表面）が反映できるような文章表現に修正いたします。
	五十嵐委員	・資料案では、「不確実性が大きくても、重大性がなければ（事後調査）をやらなくてもいい」と解釈できない表現となっているのでは。	
事後調査を行う場合の判断	佐藤会長	・①～④以外に予想しなかった場合に備えて⑤として何かあった方がよい。	・必要であれば別の文案を考えますが、「次のいずれかに該当すると認められる場合等において」の「等」には、①～④以外の場合についても含みを持たせております。
	遠井委員	・「市長が必要と認める場合」という表現がなじまない理由は何か。	・技術指針は、事業者がアセスの手続きを進めていくためのものであり、市長の審査基準ではありません。「市長が必要と認める場合」とすると、準備書作成前に、市長が事後調査の実施について意見を言うことになってしまいます。
	吉田委員 遠井委員	・具体例を入れると事業者の行動（意思）を縛ることになるのでは。	（最低限の事例として可能性のあるものを記載したいと考えます）
	遠井委員	・⑤を追加すると、デメリットもある。 ・事後調査について市長意見できちんと言えるのであれば追加規定は不要だが、それは担保されているか。	・技術指針に記載していなくても、事後調査を行わないことにより影響が波及する場合など、市長意見で述べられると考えます。 【村尾副会長より】 ・準備書を見て、審議会が専門の立場から事後調査が必要と答申するのは当然のことである。

【会議後の追加意見】

各委員からの質問・意見の概要			市 の 見 解
文章構成	五十嵐委員 (4/19 メール)	・わかりにくい構成となっています。 ・たとえば、以下のような案が考えられます。 「・・・次の各号の該当すると認められる場合等 ①・・・②・・・③・・・④・・・」 で、かつ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合は、・・・」	・従来からの考え方を明記した誤解がない文章に修正したいと考えます。
考え方 ①～⑤	西川委員 (4/23 メール)	・基本的に変更案で網羅されるのではないかと思います。 ・想定外の事項があった場合の備えとして考えられていた「その他市長が認める場合」は、会議でご説明いただいたように、技術指針に入れるのはそぐわないと思います。 ・同じような意味合いで追加するとすれば、「その他事業者が必要と考える場合」ということになるのかもしれませんが、審議会で、指摘することで解決するのではないのでしょうか。	・技術指針は、事業者が環境影響評価を行うための標準的な基準であり、技術指針を基にして、事業者が環境影響評価の結果を判断し、事後調査の実施の有無等について記載することになります。また、事業者の自主的な判断による追加事項や不要項目の判断を規制してはいません。さらに審議会や市長の審査基準でもありません。 ・「その他市長が認める場合」という事項は、審査基準のような意味合いになり、あたかも準備書を作成する前に市長の審査を受けるような誤解を与えることから、技術指針には馴染まないものと考えます。 ・「次のいずれかに該当すると認められる場合等において」の「等」には、①～④以外の場合についても含みを持たせておりますので、事業者が自主的に判断して行なう場合も想定されます。 ・⑤の規定がなくても、重大な影響がある場合は事業者が「等」を適切に判断していないとして、審議会答申や市長意見で言える機会は十分に確保されていると考えます。
	佐藤会長 (4/25)	・世の中は時々刻々変化しているので、①から④では対応できない事態が発生する可能性があります。その時に備えて⑤を用意しておくべきと思います。	

【当初案（第1回審議会）】	【修正案（第2回審議会）】
(6) 事後調査の計画 ア 事後調査の項目及び手法の選定 以下の手順により、事後調査を行う項目及び手法の選定を行うこと。 (ア) 事後調査の必要性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、事後調査の項目を選定する。<u>次の各号のいずれかに該当すると認められる場合等において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、事後調査の項目として選定すること。</u> ① 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合 (例) 騒音の予測において、予測式の適用距離範囲を超える地点で予測を行う場合。 ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合 (例) ・効果に係る十分なデータの蓄積がない新技術により、環境保全措置を講ずる場合。 ・効果に係る知見が不十分なため、効果の判明に時間を要する環境保全措置を講ずる場合。 ③ 工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合 (例) 事業用地周辺に希少な動物の営巣地があることが分かっており、工事実施段階において詳細な生息状況調査を行い、具体的な工事実施時期時間帯等を決める場合。 ④ 効果の不確実性等が懸念される代償措置を講ずる場合 (例) 重要な動植物の移動・移植による代償措置を講ずる場合。 (イ) 事後調査を行う項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、事後調査の手法を選定すること。 イ 事後調査の項目及び手法の選定に当たっての留意事項 (ア)～(エ) (現行のとおり)	(6) 事後調査の計画 以下の手順により、事後調査の必要性を判断し、事後調査を行う項目及び手法の選定を行うこと。 ア 事後調査の必要性の判断 <u>事業の実施に伴う環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあり、次の各号に該当する場合等</u>には、事後調査を実施すること。 ① 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合 (例) ・騒音の予測において、予測式の適用距離範囲を超える地点で予測を行う場合。 ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合 (例) ・効果に係る十分なデータの蓄積がない新技術により、環境保全措置を講ずる場合。 ・効果に係る知見が不十分なため、効果の判明に時間を要する環境保全措置を講ずる場合。 ③ 工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合 (例) ・事業用地周辺に希少な動物の営巣地があることが分かっており、工事実施段階において詳細な生息状況調査を行い、具体的な工事実施時期時間帯等を決める場合。 ④ 効果の不確実性等が懸念される代償措置を講ずる場合 (例) ・重要な動植物の移動・移植による代償措置を講ずる場合。 イ 事後調査の項目及び手法の選定 (ア) 事後調査の必要性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、事後調査の項目を選定すること。 (イ) 事後調査を行う項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、事後調査の手法を選定すること。 ウ 事後調査の項目及び手法の選定に当たっての留意事項 (ア)～(エ) (現行のとおり；一部表現の整理)

